

# 令和8年度 宇治市育成学級夏休み特例入級について

令和8年度夏休み特例入級を希望される方は、下記に基づき申請してください。

宇治市福祉こども部こども福祉課  
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地  
TEL 22-3141 内線 2618・2619

宇治市ホームページ : <http://www.city.uji.kyoto.jp/>

E-mail : [kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp](mailto:kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp)

## 1. 育成学級とは

宇治市放課後児童健全育成事業は、放課後、就労等の理由で保護者等による保護が受けられない児童を組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的として、宇治市内19小学校で開設・運営しています。

## 2. 対象児童

宇治市立小学校(笠取小学校を除く)に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する児童を対象とします。

- ① 保護者が就労等(月15日以上)の理由により、昼間不在である家庭の児童
- ② 保護者が病気、看護等の理由により、家庭での適切な保護が受けられない児童
- ③ 保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護が受けられない児童  
(産前8週間、産後8週間の期間。ただし、育児休業期間中は対象外です。)

## 3. 特例入級募集学級

夏休み特例入級を受け付ける育成学級は以下の通りです。

学級名	電話番号	学級名	電話番号	学級名	電話番号	学級名	電話番号
菟道	23-9704	三室戸	23-0212	にしおぐら	20-2006	御蔵山	32-8406
菟道第二	23-9705	平盛	44-0071	宇治	33-2143	笠取第二	31-6168
神明	22-2715	槇島	23-9707	岡屋	32-8407		

※上記以外に在学されている児童は、申し込みできません。

## 4. 特例入級定員

**各学級の入級定数にもとづき、受け付けます(若干名)**

## 5. 開設日と閉級日

令和8年7月18日(土)から、8月26日(水)まで。

ただし、次の各号に定める日は閉級日とします。

- ① 日曜日及び国民の祝日
- ② 土曜日(ただし、市長が定める学級では開設します。)
- ③ 8月13日から8月16日まで
- ④ 午前9時現在、気象警報が発令されている場合
- ⑤ 熱中症特別警戒アラートが発令されている場合

## 6. 開設区分及び開設時間

開設区分	開設時間
月曜日から金曜日	午前8時30分から午後6時30分まで
土曜日(土曜日開設学級のみ)	午前7時30分から午後6時30分まで

※ 時間帯により、児童の下校方法が異なります。(笠取第二育成学級を除く)

- 17時00分までの下校(17時00分での下校も含む)・・・児童による自主下校(1次帰宅)
- 17時00分を過ぎての下校・・・保護者によるお迎えが必要です(2次帰宅)

※自家用車での送迎はお断りしております。

## 7. 土曜日の育成学級について

- (1) 土曜日は次の8学級で育成学級を開設します。

菟道第二	大久保	平盛	槇島	小倉	にしおぐら	宇治	御蔵山
------	-----	----	----	----	-------	----	-----

- (2) 入級決定したいずれの学級の児童も保護者の送迎により通級できますので、希望する方は「土曜日通級申請書」を提出してください。

## 8. 入級申し込みについて

※「申し込みに必要な書類など」(P. 3)をご参照ください。

- (1) 市役所 2階こども福祉課にて、7月2日(木)～7月9日(木)の9時から17時(12時～13時を除く)まで受付します。
- (2) 必要事項を記入した申請書類を揃えたうえ、保護者が申請してください。
- (3) 郵送や代理による申請、書類に不備がある場合または過去の協力金及びその他の費用に未納がある場合は受付できません。

## 9. 入級決定及び退級について

- (1) 入級決定・・・夏休み特例入級申請書等により入級の適否を審査し、決定します。
- (2) 退級・・・8月26日で自動的に退級となりますので、手続きは必要ありません。

## 10. 学童保育協力金及びその他の費用

- (1) 学童保育協力金は、別表「学童保育協力金算定表」(P. 4)に基づき算定し、入級決定後に学童保育協力金納付書を発行しますので、下記の宇治市指定(代理)金融機関で納付してください。
- (2) 7月からの入級は2ヶ月分(7・8月分)、8月からの入級は1ヶ月分の学童保育協力金がそれぞれ必要となります。
- (3) 学童保育協力金の納付期限は各月25日です(金融機関が休みの場合は翌日)。なお、協力金は月割制となっており、日割り計算はしませんので予めご了承ください。

宇治市指定(代理)金融機関

\*令和8年4月現在

■銀行 京都銀行・南都銀行・池田泉州銀行・徳島大正銀行・滋賀銀行・郵便局・ゆうちょ銀行(近畿2府4県)

■信用金庫 京都信用金庫・京都中央信用金庫

■その他 近畿産業信用組合・京滋信用組合・京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫

- (4) その他の費用として、「学級費」が必要となります。この費用は各育成学級が直接徴収します。

## 11. 傷害保険の加入について

育成学級開設中のケガや事故に備え、スポーツ安全保険に加入してください。掛け金は保護者負担となります(任意:年額800円)。加入受付は市役所こども福祉課で行います。

## 令和8年度育成学級「申し込みに必要な書類など」

### ① 育成学級入級申請書(必須)

### ② 要件を確認する為の書類(必須) (a)～(d)のいずれかを、父・母ともに1部ずつご用意ください。

(a) 就労中の方・・・「**就労証明書**」(勤務先で証明を受けてください。自営業の方は、ご自身で記入をお願いします。)

※1 上記を要件とされる場合の基準は、1か月に15日以上であることが必要です。

(b) 学校等に通われている方・・・「**在学証明書**」および「**時間割表**」→いずれも学校等が発行のもの

(c) 保護者が疾病、看護の方(概ね1か月以上)・・・「**申立書**」および「**診断書**」

(昼間保護者が児童を保護できないという医療機関の証明が必要となります。)

※2 治療・通院期間が3か月を超える場合は、3か月ごとに医療機関の領収書(コピー可)を提出してください。

※3 治療・通院期間が6か月を超える場合は、上記※2に加えて、6か月後に新しい診断書を提出してください。

(d) 保護者が妊娠中であるか、出産後間がない方(産前産後各8週間)・・・「**申立書**」および「**母子手帳の写し**」

※4 母親の出産を理由に入級された場合は、産後期間が過ぎると、入級要件が消滅し自動的に退級となります。  
引き続き入級を希望される場合は、別の要件を満たす書類(例:就労証明書等)の提出が必要です。

### ③ 個人情報取扱いに関する同意書(必須)

### ④ 入級に関する意向調査(必須) ...意向を確認する調査です。

以下は、該当する方のみ提出が必要です。

### ⑤ 協力金を算定するための資料 (1)は、父・母それぞれ該当する場合に1部ご用意ください。

(1) 令和7年1月1日現在、住民票登録地が宇治市以外で、令和7年度市府民税が課税されている方又は非課税の方

・「令和7年度市民税・府民税税額決定納税通知書」または「納税通知書」(コピー可)

・手元にない方は、前住所地で「課税・非課税証明書」の交付を受けてください

⑥ **児童健康状況届出書** ...お子さんを安全にお預かりするために大切な内容ですので、児童の健康面で配慮が必要な内容(疾病・障害など)があれば、なるべく詳しくご記入ください。

⑦ **土曜日通級申請書** ...保護者が就労等のため土曜日の通級を必要とする方。  
(土曜日の通級は、学級までの送迎が必要です)

⑧ **生活保護受給世帯の方** ...「生活保護受給証明書」→世帯に1部ご用意ください。

別表 令和8年度学童保育協力金算定表

区分	入級児童の保護者の所得に基づく世帯区分	一人当たりの協力金(月額)	
		※1人目	2人目以降
1	316,801円以上の世帯	8,900円	4,500円
2	235,701円以上 316,801円未満の世帯	8,700円	4,400円
3	170,801円以上 235,701円未満の世帯	8,500円	4,300円
4	154,601円以上 170,801円未満の世帯	8,000円	4,000円
5	106,801円以上 154,601円未満の世帯	7,100円	3,600円
6	20,301円以上 106,801円未満の世帯	5,400円	2,700円
7	20,301円未満の世帯	4,000円	2,000円
8	前年度分の市町村民税のうち均等割額のみ在世帯	2,600円	1,300円
9	前年度分の市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯等を除く世帯	1,000円	500円
10	生活保護法による被保護世帯及び、前年度の市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯等の世帯並びにこれに準じると認められる世帯	0円	0円

※ ここでいう1人目とは、同一世帯の児童が複数入級している場合の年下の児童をいう。